

家族が望まない成年後見申し立て

90代男性に東京・港区 娘が争い取り消し

「認知症」診断書もとに ■ 担当医、診断覆す ■ 不自然な訂正も

認知症などで判断能力が低下した人に代わり、別の人が財産などを管理する成年後見制度。自治体の権限で後見を申し立てる「首長申し立て」をめぐる、行政と家族がトラブルになるケースが相次いでいる。

2022年3月、東京都港区のマンションに1人で住んでいた90代の男性が、埼玉県の病院に運ばれた。本人の意思や救急搬送ではなく、行政権限による「医療保護入院」だった。

首都圏に住む娘が知らされたのは約2カ月後。港区から「認知症で父親の判断能力が低下し、（略）成年後見人を選任する必要がある」などと記した書面が届いた。

驚いた娘は区に連絡したが、父の入院先を教えてもらえなかった。家族に虐待の疑いがある場合、保護のために行政権限で「隔離」する措置はあるが、そもそも娘は父と離れて暮らしていた。

娘は、首都圏の病院や高齢者施設に100件以上、電話をかけて入院先を突き止めた。22年7月、弁護士と一緒に面会に訪れ、その日のうちに父を退院させた。

しかし、これで解決とはならなかった。港区は、父の入院先の担当医が出した「アルツハイマー型認知症」との診断書をもとに、行政権限で成年後見の開始を東京家庭裁判所に申し立てていた。東京家裁は22年9月末、医師による鑑定を経て後見開始を認めた。

退院した父は、記憶や日常生活に問題なく、買物なども一人でできた。何の支障もなく日常生活を送っていた。納得がいかない娘は、家裁の決定を不服とし、東京高裁に即時抗告した。

娘は別の5人の専門医に父を診断してもらったところ、いずれも「認知症ではない」または「軽度の認知障害（MCI）」と診断された。

もとの診断書を作成した担当医にも会いに行き、専門医たちの診断結果を伝えると、「認知機能の低下は一時的なもので、アルツハイマー型認知症ではなかった可能性が高い」と自身の診断を変更した。家裁の鑑定医も診断結果を撤回した。

高裁は23年10月、娘の主張を全面的に認めて家裁の決定を差し戻し、家裁は後見開始の決定を取り消した。

それでも謎は残った。港区から家裁に提出された父の診断書には、不自然な「訂正」の痕跡があったからだ。

成年後見には要支援の度合いに応じて「補助相当」「保佐相当」「後見相当」の3段階ある。父の担当医は当初、「保佐相当」に該当する項目に

チェックを入れていた。しかし家裁に提出された診断書は、当初のチェックに二重線が引かれ、最も重い「後見相当」に該当する項目にチェックが入れ直され、担当医名の訂正印が押されていた。

しかし、担当医が高裁に提出した意見書によると、「（保佐を後見に）修正した記憶はない」とし、「修正の処理に不自然な点がある」などと記している。

娘側は25年2月、有印私文書である診断書が変造された疑いがあるとして、警視庁に告発状を提出。受理されている。

区長「首長申し立て」のトラブル 外部調査へ

成年後見制度の運用に関する調査について、取材に応じる東京都港区の清家愛区長



（編集委員・森下香枝）



フォーラム面のアンケート「どうする成年後見制度」を実施中です。回答はここから